

1 議案審議概況

【概 観】

今国会内閣から提出された議案は、法律案が20件、承認案件が1件であり、すべて成立した。本院で継続していた法律案は3件とも成立し、衆議院で継続していた法律案2件のうち1件は成立したが残り1件は継続審査となった。

衆法は、今国会新たに22件が提出され、3件が成立した。本院において継続していた法律案5件は、いずれも継続審査となった。

参法は、6件が提出され、1件が成立した。本院で継続した1件を含む4件が継続審査となった。なお、参議院規則一部改正案が提出され可決した。

また、本会議決議案が2件提出され、1件は可決し、1件は否決した。

【議案の審議状況】

〔法律案等の審議〕

— 閣 法 —

成立したおもな閣法は、国の責務及び当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に必要な事項を定めようとする**財政構造改革の推進に関する特別措置法案**（11月28日、以下括弧内は成立日）、金融不祥事の再発防止等を図るため、銀行法等の虚偽報告、検査忌避に係る罰則の水準を引き上げる等所要の措置を講じようとする**罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案**（12月3日）、銀行持株会社等に関し、銀行等の経営の健全性の確保等の観点から必要となる監督上の諸措置を講ずる等、所要の規定の整備をする**持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案**（12月5日）、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講じようとする**銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案**（12月5日）、投票率の低下傾向にかんがみ、投票時間の延長（2時間）及び不在者投票制度の見直し等、投票率の向上を図るための所要の措置を講じようとする**公職選挙法の一部を改正する法律案**（12月12日）、破綻金融機関に係る合併等に対し預金保険機構が適切な資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大しようとする**預金保険法の一部を改正する法律案**（12月12日）、経営困難農水産業協同組合について適切な措置を図るため、合併により設立される協同組合等を農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象に加えようとする**農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案**（12月12日）等がある。また、高齢化の進展等に伴う介護問題の早急な解

決を図るため、介護保険制度を創設するとともに、介護保険事業に係るサービスの供給体制の確保を推進するための施策等所要の措置を講じようとする**介護保険法案外2件**（12月9日）については、本院において、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記する修正を行った。また、介護保険関連法案の議決に伴い、人材・施設等の基盤整備の着実な推進及び地域間格差の解消等必要な措置を政府に対して求める**介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議**を本会議で行った。

— 衆 法 —

成立した衆法は以下の通りである。外国等が本邦外航船舶運航事業者に対し、不当に差別的な負担金の納付を義務付け、若しくはその使用する船舶の入出港制限等の措置を実施し、又は決定する場合において、当該措置により生ずる事態に緊急に対処するため、当該外国に係る外国外航船舶運航事業者の使用する船舶の本邦の港への入港禁止等を命ずることができることとする等の措置を講ずる**外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**（12月12日）、衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図る**国会法等の一部を改正する法律案**（12月12日）は、本院において、会計検査院に対して特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものに、参議院の調査会を加えること等の修正をした。

— 参 法 —

成立した参法は、参議院の常任委員会について、現行の委員会を基本政策別に再編するとともに、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための委員会を設置する**国会法の一部を改正する法律案**（12月11日）がある。また国会法の改正に伴い、再編される常任委員会の委員の数及び所管並びに常任委員を兼ねることができる場合について所要の規定の整備を行うとともに、委員会及び調査会が会計検査院に対し特定事項の検査の要請を行う手続を定め、あわせて会議における押しボタン式投票方式を採用するため、所要の規定の整備を行う**参議院規則の一部を改正する規則案**（12月12日）が成立した。